

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2,475百万円
R 2	1,655百万円
R 3	2,452百万円
R 4	40百万円
R 5	1,589百万円
R 6	2,281百万円
R 7	8,923百万円
R 8	4,241百万円
R 9	2,386百万円
R 1 0	2,114百万円
R 1 1	1,810百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。